

第16回 災害対策本部員会議

月日 令和元年11月8日(金)

9時00分

場所 県庁3F 第一応接室

次 第

- 1 被害及び対応状況について
- 2 各部局及び関係機関の対応状況等について
- 3 今後の対応方針
- 4 その他

令和元年10月12日(土)からの台風第19号災害に伴う対応状況

令和元年11月8日(金) 6時00分現在
岩手県総務部総合防災室 防災危機管理担当
電話 019(629)5155

令和元年10月12日(土) 9時00分に台風第19号接近に伴い、岩手県災害警戒本部を設置し、12日(土) 18時00分に岩手県災害対策本部に移行し対応しています。

11月8日(金) 6時00分現在、9地方支部、2市1村に災害対策本部が設置され、その対応状況については、次のとおりです。(下線部は、11月5日(火)からの変更点)

1 気象概況

岩手県は、今日(8日)は、高気圧に覆われて晴れますが、内陸では曇りとなる見込みです。明日(9日)と11日は、気圧の谷や低気圧の影響により、一時雨の降る所がありますが、天気の崩れは小さい見込みです。

※詳細は別添資料のとおり P8 参照

2 国の対応

(1) 官邸の対応

ア 本部等設置

- a 10月8日(火) 13時00分 情報連絡室設置
- b 10月12日(土) 15時30分 情報連絡室を官邸対策室に改組
- c 10月13日(日) 9時30分 非常災害対策本部設置

イ 法令等の適用

- a 10月18日(金) 特定非常災害に指定
- b 10月18日(金) 激甚災害の指定見込みの公表
- c 10月21日(月) 激甚災害の指定見込み(追加指定)の公表
- d 10月24日(木) 首相、衆院本会議において「グループ補助金」制度の適用を検討すると表明
被災企業がグループを作って復旧計画を策定した場合、費用の最大4分の3を国や県が補助する制度
- e 10月25日(金) 被災者生活再建支援法適用
千葉県は県内全域(10月15日(火)台風第15号からの適用)、茨城県は県内全域、静岡県は1市1町、長野県は県内全域、栃木県は7市1町
- f 10月25日(金) 非常災害対策本部で大規模復興法適用に言及
- g 10月29日(火) 政府は台風19号による被害を「激甚災害(本激)」と大規模災害復興法に基づく「非常災害」に指定することを閣議決定(11月1日交付・施行)
- h 10月29日(火) 被災者生活再建支援法適用
宮城県、福島県は県内全域
- i 11月1日(金) 被災者生活再建支援法適用
埼玉県は県内全域、群馬県は1市1村、東京都は1市1町1村、神奈川県は2市
- j 11月6日(水) 被災者生活再建支援法適用
静岡県の1市追加
- k 11月7日(木) 非常災害対策本部において「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を決定。その内、グループ補助金は宮城県、福島県、栃木県及び長野県に適用。

(2) 岩手県への視察

10月28日(月) 武田防災担当大臣による現地視察(久慈市)

(3) 消防庁の対応

10月8日(火) 13時00分 災害対策室設置

(4) 国の方針

10月13日(日) 16:30 非常災害対策本部会議

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 電気、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- 5 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- 6 プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。

3 被害等の状況

(1) 人的被害

ア 死者2名

- ・田野畑村村道走行中に道中の穴に落下、71歳男性(10月13日(日)報告受け)
- ・宮古市築地付近で土砂崩れによるもの、59歳男性(当初消防の受付時、意識レベルは1桁、病院受入時は重傷、治療の甲斐なく亡くなったもの)(10月13日(日)受傷報告受け、14日(月)死亡)

イ 重傷5名

- ・盛岡市内で新聞配達員が右大腿骨頸部骨折、岩手県立中央病院へ搬送(10月13日(日)報告受け)
- ・釜石市片岸町 土砂崩れによる肋骨等骨折、岩手医科大学附属病院へ搬送(10月13日(日)1:33報告受け)
- ・釜石市鶴住居町第23地割内で道路陥没、車両1台が突入し、2名が重傷(10月13日(日)21:00ごろ、岩手県立釜石病院に搬送)
- ・大船渡市三陸町吉浜 10月13日(日)午前3時、自宅の様子を見に行こうとして転倒し股関節骨折、岩手県立大船渡病院に搬送)

ウ 軽傷3名

- ・釜石市平田第51地割国道45号で土砂に車が突入し運転手が首の痛み、救急搬送不要(10月13日(日)0:30)
- ・釜石市鶴住居町第23地割内で道路陥没、1名が軽傷(10月13日(日)21:00ごろ)
- ・山田町船越 平屋建ての自宅内で要救助者、県立宮古病院に搬送(低体温症)(10月13日(日)7:38)

(2) 交通アクセス等不十分地域の状況

10月31日(木)に解消

(3) 物的被害(詳細は別添市町村別一覧のとおり) P9参照

ア 住家被害

全壊 41棟 (-3棟)

半壊 734棟 (+17棟)

- 一部破損 1,545 棟 (+50 棟)
- 床上浸水 46 棟 (+7 棟)
- 床下浸水 114 棟 (-4 棟)
- イ 非住家被害 (半壊以上)
 - 公共建物 19 棟 (-64 棟)
 - その他 1,379 棟 (+110 棟)

※ 詳細は調査中であり、今後、数値が増減する可能性がある。

(4) 道路被害

ア 国道 45 号 (国管理) 通行規制

宮古市崎山第 6 地割 11 月 4 日 (月) 14:10 通行規制解除予定

イ 県管理全面通行止め (詳細は別添のとおり) P10 参照

6 路線 6 箇所 (-1 路線 2 箇所)

(5) 鉄道関係

ア JR 八戸線 階上～久慈駅間は運転見合わせ (10 月 16 日 (水) から代行バスを運行)

イ 三陸鉄道

a 線路被害発生件数

- ・ 線路被害件数は 77 箇所、電力信号通信被害は 16 箇所

b 現在の列車運行について

- ・ 盛～釜石間は 10 月 15 日 (火) 始発から通常運転
- ・ 宮古～田老間は 10 月 15 日 (火) から一部減便したうえで運行を開始
- ・ 釜石～宮古間と田老～久慈間は、引き続き被害状況を調査中

c 代行輸送計画について

釜石～宮古間と田老～久慈間は、10 月 15 日 (火) から代行バスを運行

d 今後の復旧見込みについて

復旧工事を進めながら、田老～田野畑間、津軽石～宮古間から運転を再開していく予定。全面復旧には相当期間かかる見込み

(6) ライフライン

10 月 29 日 (火) 9 時 断水解消

4 県、市町村の対応 (災害警戒本部等の設置、廃止状況)

(1) 現地視察

ア 知事、副知事：10 月 14 日 (月)、普代村、釜石市、宮古市、山田町

イ 副知事：10 月 19 日 (土)、沿岸南部 10 月 23 日 (水)、沿岸北部

(2) 要望活動

ア 知事が関係市町村とともに、10 月 23 日 (水) に内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省に対し、マンパワー確保、農林水産基盤や公共土木施設の早期復旧、被災者の生活再建支援等について要望を実施した。

イ 農林水産部長が、10 月 29 日 (火) に農林水産省に対し、被災農林漁業者の経営再建に向けた支援等を求める要望活動を実施した。

ウ 県議会議長が、11 月 1 日 (金) に内閣府、総務省、国土交通省に対し、被害に対する支援を求める要望活動を実施した。

(3) 法令等の適用

ア 10 月 13 日 (日) 県内 14 市町村に災害救助法の適用を決定 (10 月 12 日付)

イ 11 月 1 日 (金) 被災者生活再建支援法適用 (山田町)

ウ 11 月 6 日 (水) 被災者生活再建支援法適用 (宮古市、釜石市)

(4) 県(本部、9地方支部)

本部、地方支部	設置時刻	廃止時刻	備考
県本部	10月12日(土) 09:00		10/12 18:00 災害対策本部へ移行
盛岡地方支部	10月12日(土) 09:00		
花巻地方支部	10月12日(土) 09:00		
奥州地方支部	10月12日(土) 09:00		
一関地方支部	10月12日(土) 09:00		
大船渡地方支部	10月12日(土) 09:00		
釜石地方支部	10月12日(土) 09:00		
宮古地方支部	10月12日(土) 09:00		
久慈地方支部	10月12日(土) 09:00		
二戸地方支部	10月12日(土) 09:00		

(5) 市町村(2市1村)

市町村	設置時刻	廃止時刻	備考
釜石市	10月12日(土) 13:00		災害対策本部 10/20 15:00 自衛隊の災害派遣撤収要請
宮古市	10月12日(土) 12:00		10/12 15:00 災害対策本部へ移行 10/30 20:00 自衛隊の災害派遣撤収要請
普代村	10月12日(土) 11:00	11月5日(火) 15:00	10/12 15:00 災害対策本部へ移行 10/19 17:00 自衛隊の災害派遣撤収要請

5 避難状況等(1村)

市町村	発令中の避難勧告等	対象者数	避難所数	避難者数
普代村	避難準備・高齢者等 避難開始 10月25日(金)16:30 発令 10月26日(土)8:20 解除	0	0	0
計		0	0	0

6 救援物資(詳細は別添のとおり) P11 参照

(1) 要請

- ア 久慈市、普代村、田野畑村から支援要請があり、協定等により対応した。
イ 久慈市、宮古市に政府(経産省)から給水ポリ袋のプッシュ支援が実施された。

(2) 申し出

11の機関・団体から支援の申し出があった。

7 被災市町村への人的支援

- (1) 被災市町村の人的支援の要請に対して調整中(山田町、田野畑村、普代村、洋野町及び久慈市から土木職・農業土木職、計20名の要望あり)

※上記の他にも、友好都市等から独自に応援職員を確保している市町村もある。

細部は政策地域部及び県土整備部資料による。(P19及びP30参照)

- (2) 沿岸広域振興局、県北広域振興局から、り災証明交付事務(家屋調査・証明書発行業務)、農林、畜産、土木関係事務の支援を実施している。細部は別添資料による。(P12参照)

8 災害対応における主要な課題の進捗状況と対応

全庁で災害対応に取り組む中、特に緊急度の高い「現地へのアクセス」、「断水」、「罹災証明」（被害把握を兼ねる）、「災害廃棄物」、「環境衛生対策（消毒・害虫等）」、「仮設住宅」及び「災害ボランティア」の特定課題について、国・市町村等関係機関との連携を確認しながら解消し、早期の復旧・復興に移行していく。

細部は別添資料による。（P13 参照）

9 関係機関の状況

(1) 活動

陸上自衛隊は10月30日（水）に、国土交通省テックフォースは10月29日（火）に活動終了。

(2) 県内リエゾン配置状況

機関	人数	人数内訳	
		県庁	市町村
陸上自衛隊	0	0	0
経済産業省東北経済産業局	1	1	0
東北地方整備局	2	1	1
合計	3	2	1

10 県内のボランティアの活動状況

岩手県内の社会福祉協議会では災害ボランティア募集中。11月6日（水）までは累計5,546人活動。詳細はP14参照。

11 他県への応援

応援本部は設置せず、他県からの個別のニーズに対応していく。

(1) DMAT

ア 宮城県

10月15日（火）から10月17日（木）まで4チームが活動

10月18日（金）から3チームが活動開始予定

→10月17日（木）に宮城県及び厚生労働省DAMT事務局から、現在の支援チームで対応が可能な見込み、追加派遣要請取消との連絡があったことから派遣中止。

イ 福島県

10月15日（火）から10月17日（木）までロジスティックチームが活動

(2) 緊急消防援助隊

丸森町での活動後に故障し仙台空港で修理中であった県防災ヘリ「ひめかみ（代替機）」は、10月17日（木）午後、整備を完了し18時7分に花巻空港に帰着、10月18日（金）10時30分に緊急消防援助隊派遣任務解除。

(3) 岩手県警察災害派遣隊

ア 広域警察航空隊（県警ヘリ「いわて」）を10月15日（火）13時、宮城県に特別派遣（10月20日（日）15時30分に任務解除、17時に帰投）

イ 特別自動車警ら部隊を10月16日（水）10時、福島県に特別派遣（11月3日（日）に任務解除）

ウ 特別生活安全部隊

・10月17日（木）10時、宮城県に特別派遣（女性警察官）（10月26日（土）に任務解除）

・11月2日（土）から11日（月）まで福島県に特別派遣（警察官男女混合）

12 北海道・東北8道県の状況

(1) 死者、行方不明者 (11月6日(水) 8時現在)

県	死者	行方不明者
宮城県	19	2
福島県	32	0

(2) 物的被害(住家) (11月6日(水) 8時現在)

県	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
宮城県	237(+17)	1,181(+154)	1,053(+185)	2,886(-117)	12,795(-137)
福島県	284(+43)	1,223(+99)	812(+41)	12,038	2,654(+1)

(3) 避難状況等 (11月6日(水) 7時30分現在)

県	発令中の避難勧告等	対象者数	避難所数	避難者数
宮城県	避難指示(緊急)	8	16	449(-95)
	避難勧告	8		
福島県	避難指示(緊急)	0	42(-1)	1,196(-92)
	避難勧告	0		

(4) 総括支援チーム派遣、対口支援

派遣・支援受		総括支援チーム派遣元	対口支援元	活動終了日
宮城県	丸森町		北海道	
	角田市		青森県、山形県、秋田県	11月5日(火) ※山形県、秋田県
	石巻市		札幌市	
福島県	いわき市		新潟市	
	伊達市	京都府	京都府	
	郡山市	新潟県	新潟県	
	南相馬市	神戸市	神戸市	
	本宮市		香川県、愛媛県、高知県	
	須賀川市		大阪市	
	相馬市		広島市	10月31日(木)
	石川町	堺市	堺市	11月5日(火)

13 その他お知らせ

- 10月24日(木)、東北運輸局岩手運輸支局より、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を再延長(10月15日(火)から11月14日(木)までのものは11月15日(金)をもって満了)する旨の連絡あり。
- 10月15日(火)、東北電力より、災害救助法が適用された市町村の被災者から申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を講ずる旨の連絡あり。
- 10月16日(水)、地方職員共済組合は、総務省からの要請を受け、被災者の宿泊施設への受入れ支援の実施を決定。本県の宿泊施設2施設(エスポワールいわて及び清温荘)においても、本日から宿泊料を無料とする受入れ支援を実施(現時点では利用者待ち)
- 県では、台風第19号で被災を受けた住宅が再建等を行うまでの一時的な滞在場所として、県営住宅等無償で提供。台風第19号に係る罹災証明書の交付を受けられる方が対象。提供戸数23戸(盛岡地区10戸、花巻地区4戸、北上地区6戸、一関地区1戸、大船渡地区1戸、釜石地区1戸)。提供期間は使用開始から1年間。

- (5) 10月17日(木)、日本司法書士会連合会は、台風第19号の被災者の方々への支援として、新たにフリーダイヤル(0120-31519)を開設し、被災者が抱える法律問題の解決に向けた相談活動を実施。
- (6) 10月21日(月) 仮設住宅入居基準の再周知に係る政府の通知
- (7) 10月18日(金) 東北運輸局岩手運輸支局より限定自動車検査証の有効期間を伸長する旨の連絡あり。
- (8) 10月21日(月) から当面の間、野田村において、主に高校生の通学手段を確保するため、概ね午後8時台に、陸中野田駅—久慈駅間の村営臨時バスを1往復運行
- (9) 10月23日(水)、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の対象拡充(内閣府告示)
新たに対象となるのは、一部損壊の被害を受けた住宅のうち、損害割合が10%以上20%未満の住宅であり、上限は30万円以内。
- (10) 10月29日(火)、日本司法支援センターは、台風第19号の被災者を対象に、無料法律相談を提供する制度を実施。詳細は法テラス岩手地方事務所(0503383-5546)まで連絡。そのほか、被災者専用フリーダイヤル(0120-078309)による情報提供も実施。
- (11) 宮古市、久慈市、山田町、普代村が住宅再建に係る独自支援策の実施を発表。